○当麻町融雪槽等設置事業補助金交付規則

平成10年３月26日規則第14号

改正

平成16年３月18日規則第11号

平成17年３月11日規則第６号

平成18年４月３日規則第30―２号

平成26年３月28日規則第15号

当麻町融雪槽等設置事業補助金交付規則

（目的）

第１条　この規則は、冬期間における克雪対策と住環境の改善を図るため、町民が設置する融雪槽等設置事業に対し助成を行い、住民の安定的な利便性及び生活環境の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規則に定める「融雪槽等」とは、次の各号に定めるものをいう。

(１)　融雪槽

(２)　融雪機（地中に埋設されている固定式のものをいう。）

(３)　ロードヒーティング

（補助金の交付対象）

第３条　補助金の交付対象者は、融雪槽等を設置する町内全域の個人・共同及び事業所とする。ただし、町税等を滞納していないこと。

（補助金の額）

第４条　個人及び事業所が設置する場合の補助金の額は、融雪槽等の設置に要する費用の２分の１以内とし、補助限度額を30万円とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

２　二戸以上の共同で設置する場合の補助金の額は、融雪槽等の設置に要する費用の３分の２以内とし、補助限度額を40万円とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てる。

（補助金交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、融雪槽等を設置する前に、当麻町融雪槽等設置事業補助金交付申請書（別記第１号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第６条　町長は、第５条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定することとする。

２　町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（別記第２号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（別記第３号様式）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請）

第７条　第６条第２項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は第６条第２項の補助金交付決定通知書を受けたのち、補助申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（別記第４号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第８条　補助対象者は、補助事業の完了後速やかに実績報告書（別記第５号様式）により町長に報告しなければならない。

（交付額の決定）

第９条　町長は、第８条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（別記第６号様式）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の交付）

第10条　町長は、第９条の規定により補助金の交付額の確定後において、補助金を交付する。

（補助金の交付の取り消し）

第11条　町長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことが出来る。

(１)　不正の手段により補助金を受けたとき

(２)　補助金を他の用途に使用したとき

(３)　補助金の交付の条件に違反したとき

（補助金の返還）

第12条　町長は、補助金の交付を取り消した場合、該当取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（立入調査等）

第13条　町長は、補助事業を適正に執行するため融雪槽等の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

２　町長は、補助事業を適正に執行するために必要があるときは、補助対象者に対して報告させ又は当該関係職員が施設に立入、書類等を検査させるほか指導を行う。

（その他）

第14条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附　則

この規則は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成16年３月18日規則第11号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月11日規則第６号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年４月３日規則第30―２号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年４月１日より適用する。

附　則（平成26年３月28日規則第15号）

この規則は、平成26年４月１日から施行する。

別記第１号様式（第５条関係）

別記第２号様式（第６条関係）

別記第３号様式（第６条関係）

別記第４号様式（第７条関係）

別記第５号様式（第８条関係）

別記第６号様式（第９条関係）